

<議案第4号>

資料4

令和6年度 地域公共交通計画認定申請書（案）

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

令和5年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 今治市地域公共交通活性化協議会
住 所 愛媛県今治市別宮町1-4-1
代表者氏名 会長 土居 忠博

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

地域公共交通計画の記載内容一覧
(要綱第 17 条第 1 項に規定される記載事項)

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
本編計画、73～75頁に記載
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
本編計画、78～79頁に記載
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
本編計画、79頁に記載
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
本編計画、95頁に記載

・ 要綱第 17 条第 1 項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和5年 月 日

(名称) 今治市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

今治市においては、四国旅客鉄道(株)が運営する高松市と松山市、宇和島市を結ぶ予讃線の今治駅を中心に、陸地部では瀬戸内運輸(株)が運営する地域幹線系統補助路線の10路線、島しょ部においては瀬戸内海交通(株)が運営する地域間幹線ネットワークの今治-大三島急行線を軸として、幹線及び補完する支線バス路線が運行されている。また、陸地部と島しょ部及び隣接市町を結ぶ市営せきぜん渡船などの8航路が運航されている。これらの公共交通は離島を含め市域全体をカバーし、市内の中核病院・総合病院や大規模小売店舗、文教施設等へのアクセスを確保することにより、通勤・通学や車を運転できない高齢者、免許返納者等の通院や買い物を支え、市民の日常生活を担う必要不可欠な移動手段として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、路線バス事業者、航路事業者共に担い手の確保が困難となるなど様々な問題が発生し、コロナ禍の影響もあり状況は日々深刻化している。

現実として令和4年4月1日より、瀬戸内運輸(株)が朝倉線の中山間地の区間を廃止、瀬戸内海交通(株)が大島の下田水・津倉・田浦線の全線を廃止しており、両路線の沿線地区の住民の通院や買い物を支援し生活を維持するために、地域旅客運送サービス継続事業を活用し乗合タクシーを運行することにより移動の確保を行なっているところである。

今後も、交通事業者の経営改善や担い手不足の課題が早期に解消されるとは考え難く、特にバス事業者においては他の既存路線においても縮小、廃止は引き続き実施せざるを得ないと表明されており、地域公共交通確保維持事業により、対象となる地域住民の生活に合った交通手段を継続して確保していくことが急務となっている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ① 朝倉地域乗合タクシー・彩咲朝倉方面行き
 - ・利用者数を230人以上とする(継続)。
 - ・運行収支率20%以上とする(継続)。
 - ・公的負担額560万円未満とする(継続)。
- ② 朝倉地域乗合タクシー・済生会今治病院方面行き
 - ・利用者数を120人以上とする(継続)。
 - ・運行収支率20%以上とする(継続)。
 - ・公的負担額560万円未満とする(継続)。

③ 吉海地域乗合タクシー

- ・利用者数を760人以上とする（継続）。
- ・運行収支率20%以上とする（継続）。
- ・公的負担額490万円未満とする（継続）。

※令和4年4月からの継続運行であり、コロナ禍の影響も考慮し、稼働率30%、運行便当たり乗車人数1.3人を目標として設定

※地域公共交通計画の目標である公的負担額の削減として、廃止区間・路線に係わる従前の公的負担額を下回るものとする。なお、朝倉地域の公的負担額560万円未満は、

- ①彩咲朝倉方面行き、②済生会今治病院の合算額に対する目標額。

(2) 事業の効果

陸地部においては朝倉線の廃止区間に、島しょ部においては下田水・津倉・田浦線の廃止区間に地域旅客運送サービス継続事業による乗合タクシーを運行することにより、朝倉地域及び吉海地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、外出促進・地域活性化にもつながる。

なお、バス事業を引き継ぐ乗合タクシーはデマンド運行であり、喫緊の課題である交通事業者の担い手不足についても解消の一助となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・鉄道や路線バス・航路も含めた公共交通のネットワークや各交通機関の乗り方が分かる公共交通マップの作成・配布（今治市地域公共交通活性化協議会）
※令和3年3月：初版印刷・配布、令和4年度：第2版印刷・配布
令和5年度：第3版印刷・配布予定（10,000部）
- ・小学生を対象としたバスの役割や乗り方の周知、将来の担い手確保を目指す「バスの乗り方教室」の実施（事業者、今治市地域公共交通活性化協議会）
- ・高齢者等を対象に、乗合タクシーの乗り方の周知を行う「出前講座」を実施（今治市地域公共交通活性化協議会）
- ・乗合タクシーの毎月の利用者数を地域の広報誌（あさくら便り、よしうみ支所だより）に掲載することによる啓発、利用促進（今治市地域公共交通活性化協議会）
- ・大学の新生に公共交通の利用促進に向けたリーフレットの作成・配布（今治市地域公共交通活性化協議会） 等

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

今治市から今治市地域公共交通活性化協議会への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支、稼働率等について、数値指標による評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> ※具体的には運行便毎の利用者、乗降場所、実車距離、回送距離、実車時間、回送時間、運行料金、料金種別毎の利用人数、利用料金等の記録・集計 ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート等）の実施により課題やニーズ等の把握 ・住民ヒアリング（病院・商業施設等の目的施設での調査）の実施により利用意向等の把握 等
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>（記載例） 表5を添付</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>（1）事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>（2）事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（記載例）

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ・平成30年 2月27日（第1回） | 協議会設立、事業内容について協議 |
| ・平成30年 5月30日（第1回） | 30年度事業計画について協議 |
| ・平成30年10月30日（第2回） | 交通現況調査結果について報告 |
| ・平成31年 4月 4日（第1回） | 令和元年度事業計画について協議 |
| ・令和 元年 8月 9日（第2回） | 網形成計画策定業務における調査結果の報告 |
| ・令和 元年10月25日（第3回） | 網形成計画策定業務における調査結果の報告 |
| ・令和 元年12月 2日（第4回） | 網形成計画（案）について協議 |
| ・令和 2年 3月12日（第5回） | 網形成計画（案）及び概要版について協議 |
| ・令和 2年 8月 6日（第1回） | 令和2年度事業計画について協議 |
| ・令和 3年 1月 8日（第2回） | ワークショップの実施状況について報告 |
| ・令和 3年 5月 7日（第1回） | 令和3年度事業計画について協議 |
| ・令和 3年 8月 2日（第2回） | 網形成計画の変更について協議 |
| ・令和 3年 9月13日（第3回） | 公募型プロポーザルの実施について協議 |
| ・令和 3年12月17日（第4回） | サービス継続事業実施計画について協議 |
| ・令和 4年 3月17日（第5回） | サービス継続事業業務委託について協議 |
| ・令和 4年 5月11日（第1回） | 令和4年度地域公共交通活性化事業計画について協議 |
| ・令和 4年11月14日（第2回） | オンデマンド型交通の運行について協議 |
| ・令和 5年 2月 6日（第3回） | 乗合タクシー事業実施計画について協議 |
| ・令和 5年 4月27日（第1回） | 令和5年度地域公共交通活性化事業計画について協議 |

19. 利用者等の意見の反映状況

<p>今治市地域公共交通活性化協議会の構成員として市民及び利用者代表の参画を得ている。</p> <p>今治市地域公共交通計画（旧今治市地域公共交通網形成計画）の策定においては、計画（案）について約2,400名の回答を得た市民アンケート及び観光客アンケート、学生アンケート、主要団体・施設ヒアリング等を実施すると共に、市ホームページに公表しパブリックコメントを実施し、意見を反映している。</p> <p>地域旅客運送サービス継続事業実施計画の策定にあたり、朝倉、吉海地域において各3回のワークショップの開催に加えて地区単位の地元説明会を実施し、意見を反映している。</p>	
20. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛媛県東予地方局総務企画部
関係市区町村	愛媛県今治市
交通事業者・交通施設管理者等	四国旅客鉄道（株）愛媛企画部、愛媛県バス協会、瀬戸内運輸（株）、瀬戸内海交通（株）、今治タクシー事業協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、愛媛県旅客船協会、四国整備局松山河川国道事務所、愛媛県東予地方局今治土木事務所、今治警察署、伯方警察署
地方運輸局	四国運輸局愛媛運輸支局
その他協議会が必要と認める者	愛媛大学教授、今治市社会福祉協議会、今治商工会議所、越智商工会、しまなみ商工会、瀬戸内運輸労働組合、全日本海員組合愛媛支部、今治地方観光協会、今治市連合自治会、今治市老人クラブ連合会、今治市連合婦人会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1

（所 属）今治市 地域振興部 地域振興課

（氏 名）交通政策係 鴨川、八木

（電 話）0898-36-1514（直通）

（e-mail）chiiki@imabari-city.jp

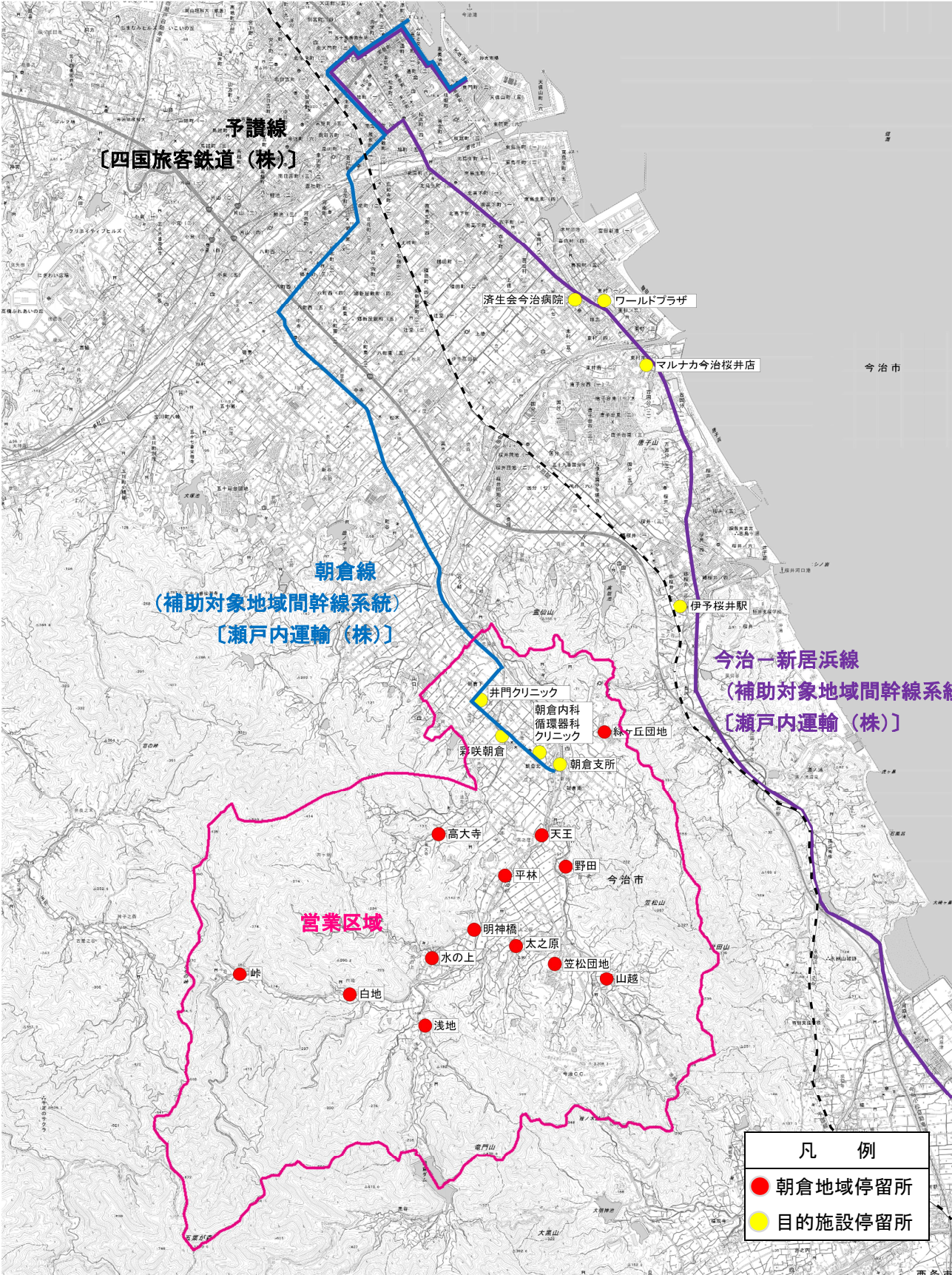
注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

今治市朝倉地域乗合タクシー運行系統及び営業区域図



今治市朝倉地域乗合タクシー運行ダイヤ

①彩咲朝倉方面行き（月・水・金運行）

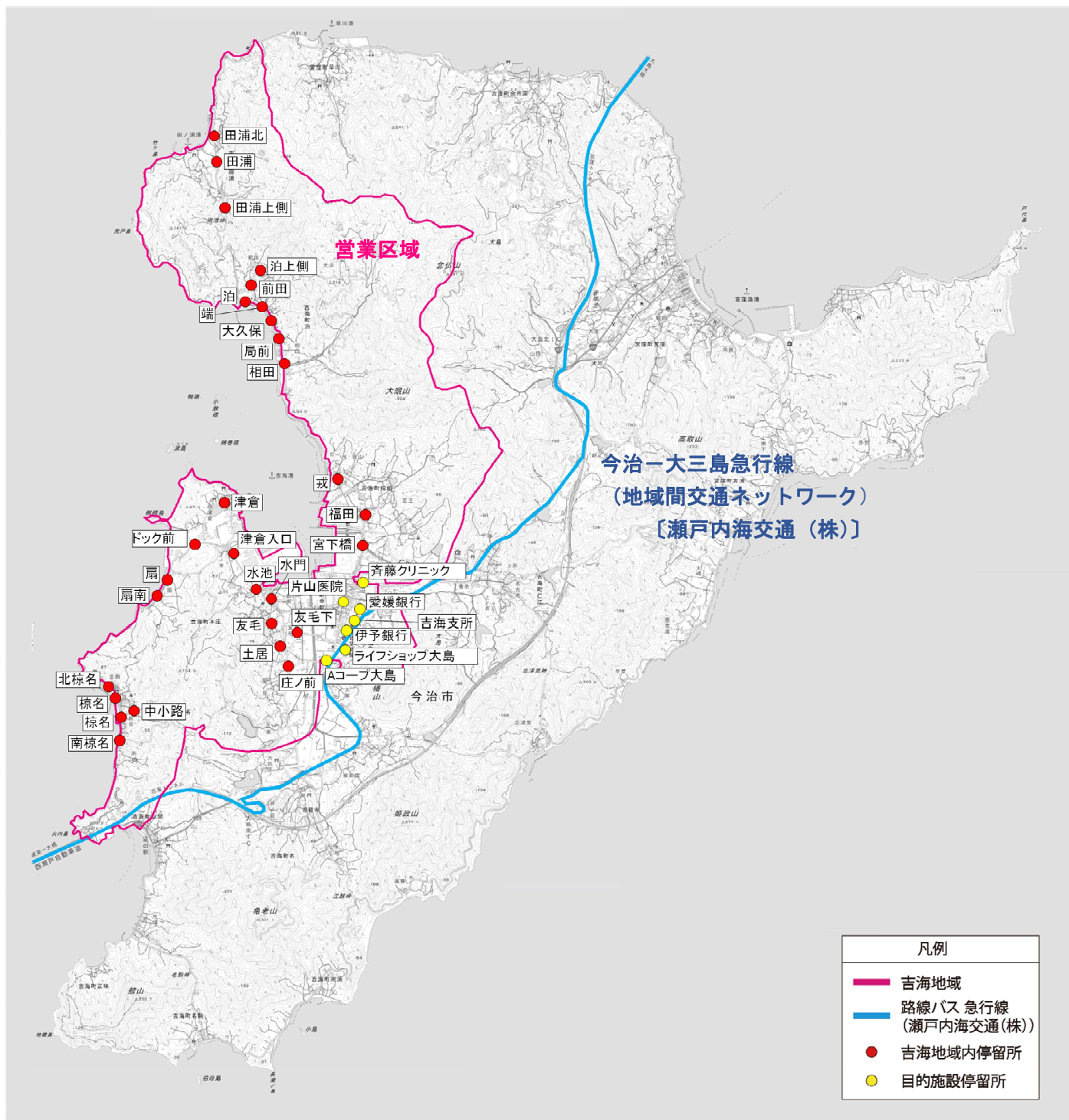
	彩咲朝倉方面行き	朝倉地域方面行き
	終点到着時刻	起点出発時刻
1	8:50	—
2	12:17	11:30
3	14:40	13:53
4	—	16:40

②済生会今治病院方面行き（火・木運行）

	済生会今治病院方面行き	朝倉地域方面行き
	終点到着時刻	起点出発時刻
1	8:45	12:40
2	—	14:00

※運行日は、年末年始・祝祭日を除く

今治市吉海地域乗合タクシー運行系統及び営業区域図



今治市吉海地域乗合タクシー運行ダイヤ

①田浦方面行き（平日毎日運行）

	田浦方面行き	吉海支所方面行き
	起点出発時刻	終点到着時刻
1	7:00	7:45
2	10:00	10:50
3	12:50	13:40
4	16:00	16:50

②椋名方面行き（平日毎日運行）

	椋名方面行き	吉海支所方面行き
	起点出発時刻	終点到着時刻
1	7:00	7:45
2	10:00	10:50
3	12:50	13:40
4	16:00	16:50

※運行日は、年末年始・祝祭日を除く

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内ファイダーシステム）

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ファイダーシステム (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準 ハで 該当 する 要件 (別表 7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
今治市	常盤タクシー(株)	(1) 朝倉地域乗合タクシー (彩咲朝倉方面行き)	今治市 朝倉地域			往 復 km km	141日	564回	○	区域運行	朝倉支所で補助対象地 域間幹線系統「朝倉線」 と接続		
	常盤タクシー(株)	(2) 朝倉地域乗合タクシー (済生会今治病院方面行き)	今治市 朝倉地域			往 復 km km	102日	306回		区域運行	済生会今治病院で補助 対象地域間幹線系統 「今治-新居浜線」と接続	①	
	(有)おおしまタクシー	(3) 吉海地域乗合タクシー	今治市 吉海地域			往 復 km km	243日	1,944回	○	区域運行	吉海支所で地域間交通 ネットワーク「今治-大 三島急行線」と接続		
	(4)					往 復 km km	日	回					
	(5)					往 復 km km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ファイダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ファイダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	今治市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	92,086
交通不便地域等	21,827

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
21,582	旧菊間町・旧吉海町・旧宮窪町、旧伯方町・旧上浦町、旧大三島町・旧関前村	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
30	来島群島	離島振興法
215	旧竜岡村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

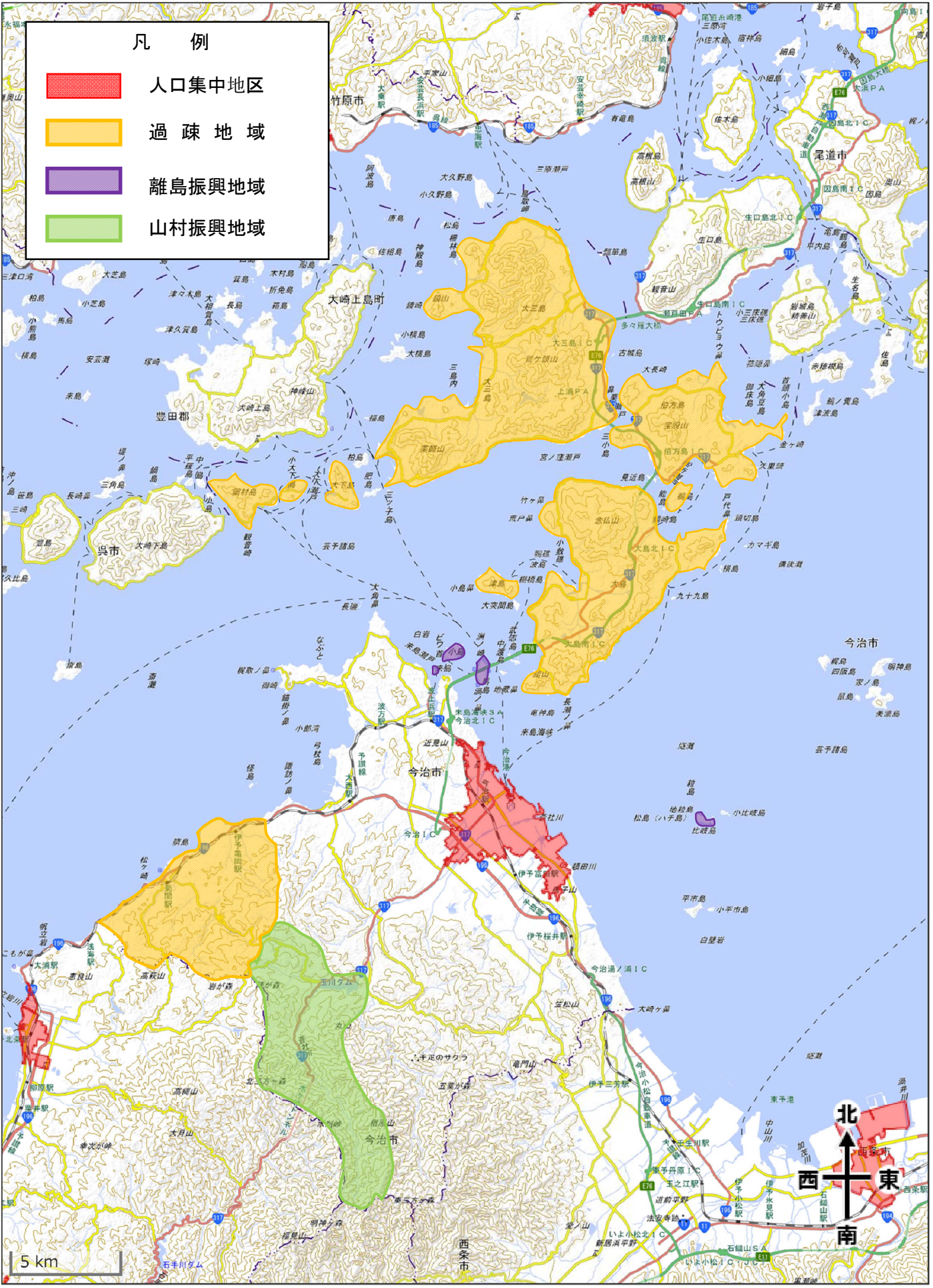
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
今治市地域公共交通計画	令和2年3月17日 令和3年8月 2日変更	
今治市地域旅客運送サービス継続実施計画	令和4年2月25日	令和5年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



凡 例

- 人口集中地区
- 過疎地域
- 離島振興地域
- 山村振興地域



5 km

朝倉地域乗合タクシー運行日

令和6年度 令和5年10月～6年9月

始期 2023/10/1
終期 2024/9/30

ダイヤ	全日数	366
平日	月曜	53
	火曜	52
	水曜	52
	木曜	52
	金曜	52
土日	土曜	52
	日曜	53

上記内数	祝日・振替 年末年始	3 0	1 6	4 0	5 0	1 0	5 0	19 6
彩映朝倉運行日数		24	23	22	24	25	23	141
済生会病院運行日数		17	16	17	18	17	17	102

- 彩映朝倉
- 済生会病院

10/1(日)	日	12/1(金)	●	2/1(木)	○	4/1(月)	●	6/1(土)	土	8/1(木)	○
10/2(月)	●	12/2(土)	土	2/2(金)	●	4/2(火)	○	6/2(日)	日	8/2(金)	●
10/3(火)	○	12/3(日)	日	2/3(土)	土	4/3(水)	●	6/3(月)	●	8/3(土)	土
10/4(水)	●	12/4(月)	●	2/4(日)	日	4/4(木)	○	6/4(火)	○	8/4(日)	日
10/5(木)	○	12/5(火)	○	2/5(月)	○	4/5(金)	●	6/5(水)	●	8/5(月)	●
10/6(金)	●	12/6(水)	●	2/6(火)	○	4/6(土)	土	6/6(木)	○	8/6(火)	○
10/7(土)	土	12/7(木)	○	2/7(水)	●	4/7(日)	日	6/7(金)	●	8/7(水)	●
10/8(日)	日	12/8(金)	●	2/8(木)	○	4/8(月)	●	6/8(土)	土	8/8(木)	○
10/9(月)	祝	12/9(土)	土	2/9(金)	●	4/9(火)	○	6/9(日)	日	8/9(金)	●
10/10(火)	○	12/10(日)	日	2/10(土)	土	4/10(水)	●	6/10(月)	●	8/10(土)	土
10/11(水)	●	12/11(月)	●	2/11(日)	祝	4/11(木)	○	6/11(火)	○	8/11(日)	祝
10/12(木)	○	12/12(火)	○	2/12(月)	祝替	4/12(金)	●	6/12(水)	●	8/12(月)	祝替
10/13(金)	●	12/13(水)	●	2/13(火)	○	4/13(土)	土	6/13(木)	○	8/13(火)	○
10/14(土)	土	12/14(木)	○	2/14(水)	●	4/14(日)	日	6/14(金)	●	8/14(水)	●
10/15(日)	日	12/15(金)	●	2/15(木)	○	4/15(月)	●	6/15(土)	土	8/15(木)	○
10/16(月)	●	12/16(土)	土	2/16(金)	●	4/16(火)	○	6/16(日)	日	8/16(金)	●
10/17(火)	○	12/17(日)	日	2/17(土)	土	4/17(水)	●	6/17(月)	●	8/17(土)	土
10/18(水)	●	12/18(月)	●	2/18(日)	日	4/18(木)	○	6/18(火)	○	8/18(日)	日
10/19(木)	○	12/19(火)	○	2/19(月)	●	4/19(金)	●	6/19(水)	●	8/19(月)	●
10/20(金)	●	12/20(水)	●	2/20(火)	○	4/20(土)	土	6/20(木)	○	8/20(火)	○
10/21(土)	土	12/21(木)	○	2/21(水)	●	4/21(日)	日	6/21(金)	●	8/21(水)	●
10/22(日)	日	12/22(金)	●	2/22(木)	○	4/22(月)	●	6/22(土)	土	8/22(木)	○
10/23(月)	●	12/23(土)	土	2/23(金)	祝	4/23(火)	○	6/23(日)	日	8/23(金)	●
10/24(火)	○	12/24(日)	日	2/24(土)	土	4/24(水)	●	6/24(月)	●	8/24(土)	土
10/25(水)	●	12/25(月)	●	2/25(日)	日	4/25(木)	○	6/25(火)	○	8/25(日)	日
10/26(木)	○	12/26(火)	○	2/26(月)	●	4/26(金)	●	6/26(水)	●	8/26(月)	●
10/27(金)	●	12/27(水)	●	2/27(火)	○	4/27(土)	土	6/27(木)	○	8/27(火)	○
10/28(土)	土	12/28(木)	○	2/28(水)	●	4/28(日)	日	6/28(金)	●	8/28(水)	●
10/29(日)	日	12/29(金)	年末	2/29(木)	○	4/29(月)	祝	6/29(土)	土	8/29(木)	○
10/30(月)	●	12/30(土)	年末	3/1(金)	●	4/30(火)	○	6/30(日)	日	8/30(金)	●
10/31(火)	○	12/31(日)	年末	3/2(土)	土	5/1(水)	●	7/1(月)	●	8/31(土)	土
11/1(水)	●	1/1(月)	年始	3/3(日)	日	5/2(木)	○	7/2(火)	○	9/1(日)	日
11/2(木)	○	1/2(火)	年始	3/4(月)	●	5/3(金)	祝	7/3(水)	●	9/2(月)	●
11/3(金)	祝	1/3(水)	年始	3/5(火)	○	5/4(土)	祝	7/4(木)	○	9/3(火)	○
11/4(土)	土	1/4(木)	○	3/6(水)	●	5/5(日)	祝	7/5(金)	●	9/4(水)	●
11/5(日)	日	1/5(金)	●	3/7(木)	○	5/6(月)	祝替	7/6(土)	土	9/5(木)	○
11/6(月)	●	1/6(土)	土	3/8(金)	●	5/7(火)	○	7/7(日)	日	9/6(金)	●
11/7(火)	○	1/7(日)	日	3/9(土)	土	5/8(水)	●	7/8(月)	●	9/7(土)	土
11/8(水)	●	1/8(月)	祝	3/10(日)	日	5/9(木)	○	7/9(火)	○	9/8(日)	日
11/9(木)	○	1/9(火)	○	3/11(月)	●	5/10(金)	●	7/10(水)	●	9/9(月)	●
11/10(金)	●	1/10(水)	●	3/12(火)	○	5/11(土)	土	7/11(木)	○	9/10(火)	○
11/11(土)	土	1/11(木)	○	3/13(水)	●	5/12(日)	日	7/12(金)	●	9/11(水)	●
11/12(日)	日	1/12(金)	●	3/14(木)	○	5/13(月)	●	7/13(土)	土	9/12(木)	○
11/13(月)	●	1/13(土)	土	3/15(金)	●	5/14(火)	○	7/14(日)	日	9/13(金)	●
11/14(火)	○	1/14(日)	日	3/16(土)	土	5/15(水)	●	7/15(月)	祝	9/14(土)	土
11/15(水)	●	1/15(月)	●	3/17(日)	日	5/16(木)	○	7/16(火)	○	9/15(日)	日
11/16(木)	○	1/16(火)	○	3/18(月)	●	5/17(金)	●	7/17(水)	●	9/16(月)	祝
11/17(金)	●	1/17(水)	●	3/19(火)	○	5/18(土)	土	7/18(木)	○	9/17(火)	○
11/18(土)	土	1/18(木)	○	3/20(水)	祝	5/19(日)	日	7/19(金)	●	9/18(水)	●
11/19(日)	日	1/19(金)	●	3/21(木)	○	5/20(月)	●	7/20(土)	土	9/19(木)	○
11/20(月)	●	1/20(土)	土	3/22(金)	●	5/21(火)	○	7/21(日)	日	9/20(金)	●
11/21(火)	○	1/21(日)	日	3/23(土)	土	5/22(水)	●	7/22(月)	●	9/21(土)	土
11/22(水)	●	1/22(月)	●	3/24(日)	日	5/23(木)	○	7/23(火)	○	9/22(日)	祝
11/23(木)	祝	1/23(火)	○	3/25(月)	●	5/24(金)	●	7/24(水)	●	9/23(月)	祝替
11/24(金)	●	1/24(水)	●	3/26(火)	○	5/25(土)	土	7/25(木)	○	9/24(火)	○
11/25(土)	土	1/25(木)	○	3/27(水)	●	5/26(日)	日	7/26(金)	●	9/25(水)	●
11/26(日)	日	1/26(金)	●	3/28(木)	○	5/27(月)	●	7/27(土)	土	9/26(木)	○
11/27(月)	●	1/27(土)	土	3/29(金)	●	5/28(火)	○	7/28(日)	日	9/27(金)	●
11/28(火)	○	1/28(日)	日	3/30(土)	土	5/29(水)	●	7/29(月)	●	9/28(土)	土
11/29(水)	●	1/29(月)	●	3/31(日)	日	5/30(木)	○	7/30(火)	○	9/29(日)	日
11/30(木)	○	1/30(火)	○			5/31(金)	●	7/31(水)	●	9/30(月)	●
		1/31(水)	●								

